



長野県報

11月27日(木)
平成20年
(2008年)
第2020号

目次

規則

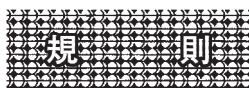
消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則(生活文化課)	2
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(情報公開・私学課)	2
財務規則の一部を改正する規則(会計課)	3
長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則(教育総務課)	4

告示

公共測量の実施(建設政策課)	4
昭和62年長野県公営企業告示第3号(収納取扱金融機関の指定)の一部改正(経営企画課)	4

公告

一般競争入札(情報統計課)	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(生活文化課NPO活動推進室)	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	6
肥料取締法に基づく肥料の登録の失効(農業技術課)	6
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(都市計画課)	7
屋外広告物条例に基づく講習会(建築指導課)	9
一般競争入札(管財課)	10
一般競争入札(2件)(道路管理課)	11
一般競争入札(6件)(河川課)	12
一般競争入札(2件)(砂防課)	17
長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰(教育総務課)	18
一般競争入札(経営企画課)	18
一般競争入札(3件)(高校教育課)	19



消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年11月27日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第45号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則(昭和23年長野県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第43条第1項第4号」を「第40条第1項第4号」に、「第8号」を「第7号」に改める。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とする。

第5条第8号中「民法(明治29年法律第89号)第70条の規定により破産手続開始の申立てをし、又は」を削り、同条第10号中「法第35条第2項又は法第41条第1項」を「法第33条第1項、第35条第2項又は第47条第2項」に改め、同条を第3条とする。

第6条第2項中「員外利用)」を「員外利用)、」に、「、第65条第2項」を「及び第69条第1項」に改め、「、及び第104条第7項(組織変更)、」を削り、同条を第4条とする。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

生活文化課

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

平成20年11月27日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第46号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第1条 水産業協同組合法施行細則(昭和25年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号中「民法(明治29年法律第89号)第70条又は第81条の規定による」を削る。

(農業災害補償法施行細則の一部改正)

第2条 農業災害補償法施行細則(昭和31年長野県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第37条及び第42条において準用する民法(明治29年法律第89号)第59条第4号」を「第34条の2第4号及び第37条」に改める。

第6条中「第45条の2第4項」を「第45条第4項」に改める。

第7条中「第42条において準用する民法第56条」を「第33条の6」に改める。

第11条中「第64条まで及び第66条」を「第69条まで」に改める。(事務処理規則の一部改正)

第3条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(4)の(カ)中「第23条第1項において準用する民法(明治29年法律第89号)第83条」を「第22条の11」に改め、同(カ)を同(ク)とし、同(ク)の前に次の事項を加える。

(キ) 第22条の6の規定による清算人の届出の受理

別表第2の6の(4)の(カ)を同(キ)とし、同(イ)を同(キ)とし、同(ウ)を同(イ)とし、同(イ)の次に次の事項を加える。

(ク) 第16条第8項第3号の規定による報告の受理

別表第2の6の(23)の(ウ)を削り、同(キ)を同(ク)とし、同(カ)の次に次の事項を加える。

(ケ) 第47条の3の規定による清算終了の届出の受理

別表第2の6の(23)の(ウ)を削り、同(ク)を同(イ)とし、同(イ)を同(ウ)とし、同(ウ)の次に次の事項を加える。

(ク) 第39条の3の規定による仮理事の選任

別表第2の6の(34)の(ウ)中「第73条第2項において準用する民法第56条の規定による仮理事の選出」を「第72条の12の6の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任」に改め、同(ス)中「第73条第4項において準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改め、同(セ)中「第73条第2項において準用する民法第59条第3号」を「第72条の12の8第3号」に改める。

別表第2の6の(71)の(ツ)中「第55条において準用する民法第83条」を「第54条の3」に改める。

別表第2の15の(2)の(リ)を同(ロ)とし、同(リ)を同(ロ)とし、同(ロ)を同(リ)とし、同(ロ)を削り、同(ハ)を同(ニ)とし、同(ニ)の前に次の事項を加える。

(リ) 第56条の6の規定による清算人の届出の受理

(リ) 第56条の11の規定による清算終了の届出の受理

別表第2の15の(2)の(ロ)中「第55条第5項」を「第55条第8項」に改め、同(ロ)を同(ロ)とし、同(ホ)から同(メ)までを同(ム)から同(ニ)までとし、同(ハ)中「第46条の4第3項第4号」を「第46条の4第7項第4号」に改め、同(ハ)を同(シ)とし、同(シ)の前に次の事項を加える。

(ホ) 第46条の4第5項の規定による仮理事の選任

(マ) 第46条の4第6項の規定による特別代理人の選任

別表第2の15の(2)の(ア)の(7)を同(ハ)とし、同(ヒ)中「(社会医療法人、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年度法律第84号。(ヨ)から(リ)までにおいて「改正法」という。)附則第8条の規定によりなお効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の法第42条第2項に規定する特別医療法人及び2以上の保健所の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものを除く。(7)から(リ)まで及びイの(カ)から(ク)までにおいて同じ。)」を削り、同(ヒ)を同(7)とし、同(ハ)の次に次の事項を加える。

(ヒ) 第44条第3項の規定による財団法人の名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法の決定(社会医療法人、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。(リ)から(リ)までにおいて「改正法」という。)附則第8条の規定によりなお効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の法第42条第2項に規定する特別医療

法人及び2以上の保健所の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものを除く。(7)から(7)まで及びイの(カ)から(ケ)までにおいて同じ。)

別表第9の2の(7)中「警察関係公益法人の設立及び」を「警察関係特例民法法人の」に改める。

(土地改良法施行細則の一部改正)

第4条 土地改良法施行細則(昭和40年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第18条中「第68条第2項」を「第68条第4項」に改める。

(長野県組織規則の一部改正)

第5条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第9号中「民法(明治29年法律第89号)に基づく公益法人(民法施行法(明治31年法律第11号)に基づく法人を含む。)」を「一般社団法人及び一般財団法人」に改め、同項第10号を削り、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号を同項第11号とし、同項第13号を同項第12号とする。

(市町村土地開発公社の設立及び監督に関する規則の一部改正)

第6条 市町村土地開発公社の設立及び監督に関する規則(昭和48年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第23条第1項の規定において準用する民法(明治29年法律第89号)第83条」を「第22条の11」に改める。

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第7条 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和57年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項及び別表第4の1の項中「又は寄附行為」を削る。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第8条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年長野県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表中「において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項の設立の時の財産目録又は法」を「又は」に改める。

第9条第2項中「第40条において準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に、「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に改める。

第11条中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

様式第8号中「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に、「第40条において準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に、「就職」を「就任」に改める。

様式第10号中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第9条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号のク中「民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第10条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和31年長野県規則第51号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

情報公開・私学課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第47号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第204条中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改める。

第209条中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に、「次の」を「基準日(一般競争入札による売払いの場合にあつては入札の公告の日、一般競争入札による売払いの場合以外の場合で、各年の4月1日から6月30日までに契約をするときにあつてはその年の3月31日、各年の7月1日から9月30日までに契約をするときにあつてはその年の6月30日、各年の10月1日から12月31日までに契約をするときにあつてはその年の9月30日、各年の1月1日から3月31日までに契約をするときにあつてはその年の前年の12月31日とする。以下この条において同じ。)」における次の」に、「従い、」を「従い」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 延納期間が3年以内の場合 基準日において適用されている元金均等方式による貸付期間が5年以内で据置期間が最短の財政融資資金の貸付金利(基準日において適用されている当該財政融資資金の貸付金利が基準日又はそれ以前の日にあって、改定されることが公表されている場合には、公表された改定後の財政融資資金の貸付金利。以下同じ。)に10分の8を乗じて得た率に、0.9パーセントを加えた率(当該率に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- (2) 延納期間が3年を超え5年以内の場合 基準日において適用されている元金均等方式による貸付期間が5年以内で据置期間が最短の財政融資資金の貸付金利に、0.9パーセントを加えた率
- (3) 延納期間が5年を超え10年以内の場合 基準日において適用されている元金均等方式による貸付期間が9年を超え10年以内で据置期間が最短の財政融資資金の貸付金利に、0.9パーセントを加えた率
- (4) 延納期間が10年を超え20年以内の場合 基準日において適用されている元金均等方式による貸付期間が19年を超え20年以内で据置期間が最短の財政融資資金の貸付金利に、0.9パーセントを加えた率
- (5) 延納期間が20年を超え30年以内の場合 基準日において適用されている元金均等方式による貸付期間が29年を超え30年以内で据置期間が最短の財政融資資金の貸付金利に、0.9パーセントを加えた率

附則

この規則は、公布の日から施行する。

会計課

長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成20年11月27日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則(昭和44年長野県教育委員会規則第8号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

教育総務課



長野県告示第625号

佐久市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
公共測量(佐久市都市計画基本図修正)
2 作業期間
平成20年11月4日から平成21年3月10日まで
3 作業地域
佐久市北部地域

建設政策課

長野県公営企業告示第2号

昭和62年長野県公営企業告示第3号(収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行します。

平成20年11月27日

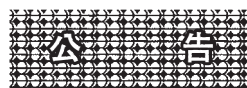
長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

Table with 3 columns: Branch Name, Branch Location, and City/Town/Village. Includes entries for Mizuho Bank and Yūchō Bank branches across various locations in Nagano and Niigata.

に改める。

経営企画課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
(1) 借入をする物品等及び数量
市町村行政情報ネットワーク用サーバ一式
(2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
(3) 借入期間
平成21年1月1日から平成25年12月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
(4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
(5) 入札方法
1月当たりの貸借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画部情報統計課
電話 026(235)7138
4 入札手続等
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年12月15日(月) 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎2階パソコン実習室
(3) 郵送による入札の可否